

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【会社名】	株式会社ダイセル
【英訳名】	Daicel Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小河 義美
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町3番1号
【電話番号】	(06) 7639-7171 (代表)
【事務連絡者氏名】	事業支援本部経理グループリーダー 高橋 清
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目18番1号 東京本社事務所
【電話番号】	(03) 6711-8121
【事務連絡者氏名】	執行役員 事業支援本部副本部長 (兼) 事業支援本部 I R 広報グループリーダー 廣川 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ダイセル東京本社事務所 (東京都港区港南二丁目18番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月22日開催の当社第156回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、定款規定について所要の変更を行うものであります。
- ② 株主総会における議決権不統一行使について、株主が議決権不統一行使をしようとする場合に、会社法第313条第2項に定める通知を書面をもって行わなければならない旨を定めた定款規定を削除するものであります。
- ③ コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、事実上廃止している取締役の役位としての相談役および特別顧問に関する定款規定を削除するものであります。
- ④ その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

小河義美、杉本幸太郎、榊康裕、高部昭久、野木森雅郁、北山禎介、八丁地園子、浅野敏雄、古市健、小松百合弥の10名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

水尾順一、北山久恵の2名を監査役に選任するものであります。

第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額について社外取締役の報酬額のみ増額し、「年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）」から「年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）」に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案	2,648,178	979	0	(注) 1	可決 99.55
第2号議案	2,648,126	1,156	0	(注) 2	可決 99.55
第3号議案					
小河 義美	2,424,230	225,003	46	(注) 3	可決 91.13
杉本 幸太郎	2,613,521	35,761	0	(注) 3	可決 98.25
榊 康裕	2,622,638	26,644	0	(注) 3	可決 98.59
高部 昭久	2,622,491	26,791	0	(注) 3	可決 98.58
野木森 雅郁	2,644,772	4,510	0	(注) 3	可決 99.42
北山 禎介	2,533,550	115,730	0	(注) 3	可決 95.24
八丁地 園子	2,608,894	40,386	0	(注) 3	可決 98.07
浅野 敏雄	2,644,793	4,489	0	(注) 3	可決 99.42
古市 健	2,532,468	116,812	0	(注) 3	可決 95.20
小松 百合弥	2,647,349	1,933	0	(注) 3	可決 99.52
第4号議案					
水尾 順一	2,647,726	1,556	0	(注) 3	可決 99.53
北山 久恵	2,647,925	1,357	0	(注) 3	可決 99.54
第5号議案	2,645,699	3,240	383	(注) 1	可決 99.45

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上